

製品中の有害化学物質モニタリング調査 21百万円(17百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

化学産業の製造拠点の海外(中国)へのシフト等経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大している。このため、製品中の有害化学物質の監視・把握の仕組みを構築し、製品のライフサイクル全体を通じたばく露評価と併せて、適切なリスク管理につなげていくことが重要である。

そこで、有害化学物質を含有すると考えられる製品について、諸外国で上市(市場への投入)及び販売を規制している諸外国の事例や、日本国内の流通実態等を調査するとともに、19年度の試行実施の結果を踏まえて以下の製品について製品モニタリングを本格実施する。

<モニタリング対象予定製品>

諸外国で規制対象となっている製品のうち日本国内で流通しているもの
輸入量が急増している製品のうち有害化学物質を含有している蓋然性の高いもの

現在規制対象となっていないが、様々な媒体を通じて人や動植物への影響が懸念される化学物質を含有する製品

2. 事業計画

事業内容	19年度	20年度	21年度～
諸外国規制・国内流通動向情報収集			→
制度設計・試行実施	→		
製品モニタリング本格実施			→

3. 施策の効果

製品中の有害化学物質等の含有実態を明らかにし、仮に有害化学物質が検出された場合は、想定されるリスクの程度に応じて、規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を検討する。これらの取組により、効果的・効率的なリスク管理を推進し、国民の「安心」意識の醸成に資する。

4. 備考

調査費 20,651千円 (内訳) 含有分析及び溶出試験	11,400千円
対象選定及び結果の評価検討	9,251千円

製品中の有害化学物質モニタリング調査の概要

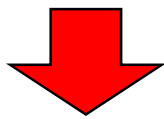
諸外国の規制動向や国内の流通実態を踏まえて、製品に含まれる有害化学物質をモニタリング(含有濃度分析等)する。

背景

化学産業の製造拠点の海外(中国等)へのシフト
→製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大

最近の関連事案

顔料・染料の合成過程で化審法一特(製造・輸入原則禁止)のHCBが副生
外国製品中の有害化学物質の含有・溶出事案の多発(おもちゃ、土鍋、医薬品、歯磨き粉、ペットフードなど)



製品中有害化学物質の監視・把握の仕組みを構築

モニタリング対象製品

諸外国で規制対象となっている製品のうち日本国内で流通しているもの
輸入量が急伸している製品のうち有害化学物質を含有している蓋然性の高いもの
現在規制対象となっていないが、様々な媒体を通じて人や動植物への影響が懸念される化学物質を含有する製品